

総社市国民宿舎条例 令和 6. 4. 1～施行(改正)

第 17 条(使用料)

第 17 条 略

別表第 3(第 17 条関係)

研修室等使用料

種類		使用料(消費税等を含む。)			
		9 時～13 時	13 時～16 時	13 時～18 時	18 時～21 時
コンベンション ホール	全面	22,000 円	19,800 円	33,000 円	33,000 円
	2 分割	11,000 円	9,900 円	16,500 円	16,500 円
会議室 A		1 時間につき 1,980 円			1 時間につき 3,300 円
会議室 B		1 時間につき 1,320 円			1 時間につき 2,200 円
休憩室		1 時間につき 3,300 円			

備考

- 1 使用時間に 1 時間未満の端数が生じる場合には、1 時間とみなす。
- 2 利用者が営利又は営業の宣伝その他これらに類する目的をもって利用する場合は、使用料の 5 倍に相当する金額とする。
- 3 入場料を徴収する場合の使用料には、当該催し物 1 回(同様な内容構成の催し物が時間を区切って数度にわたり行われる場合は、その都度 1 回とする。)につき、最高入場料金の 50 人分に相当する額を加算する。
- 4 使用時間を超過し、又は繰り上げて使用する時間が 9 時前又は 21 時後であるときは、1 時間当たり 18 時～21 時の使用料の 2 分の 1 に相当する額を加算する。